

第12次労働災害防止推進計画

小田原労働基準監督署

1 はじめに

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならないという意識」を、管内のすべての労働者、事業場が共有し、「誰もが安心して健康に働くことができる労働環境」を実現する必要がある。

そのため、小田原労働基準監督署では、厚生労働大臣が定めた第12次労働災害防止計画及び神奈川県労働局が定めた第12次労働災害防止推進計画を踏まえ、第12次労働災害防止推進計画（以下「第12次防」という。）を定め、計画期間中の具体的目標、取り組むべき課題、基本的対策を定めるものとする。

2 労働災害をめぐる動向

小田原労働基準監督署では、平成20年から平成24年までの5か年を、第11次労働災害防止推進計画（以下「第11次防」という。）期間と定め、労働災害防止の取り組みを行ってきた。

第11次防の目標は、平成19年に比べ、平成24年において、死亡者数の20%以上の減少（単年度0件）、休業4日以上労働災害（以下「休業災害」という。）の15%以上の減少（平成24年で306件以下）であったが、平成24年における死亡者が2名、休業災害が340件と、目標を達成することができなかった。

第11次防のとりまとめ結果は、別添1のとおりであり、製造業、建設業では労働災害が減少傾向であり、休業災害の減少目標を達成することができたが、運輸・貨物取扱業、保健衛生業等では目標を達成することができなかった。特に保健衛生業においては平成19年に比べて2倍以上の災害が発生しており、全業種の休業災害の目標が達成できなかった大きな要因となった。

3 計画期間

平成25年から5年間

4 計画の目標

4-1 全体目標

平成29年までに、小田原署管内の労働災害による死亡者数を、平成24年と比べて15%以上減少させる。単年度では死亡災害ゼロとする。

平成29年までに、小田原署管内の休業災害を、平成24年と比べて15%以上減少させる。数値目標は、289件以下とする。

4-2 重点業種別目標

(1) 製造業

死亡災害は、各年においてゼロ件とする。

休業災害は、平成29年までに、平成24年と比べて15%以上減少させる。

特に、食料品製造業は、業種単独で15%以上の減少を目標とする。

(2) 建設業

死亡災害は、各年においてゼロ件とする。

休業災害は、平成29年までに、平成24年と比べて15%以上減少させる。

(3) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）

休業災害は、平成29年までに、平成24年と比べて10%以上減少させる。

(4) 小売業

休業災害は、平成29年までに、平成24年と比べて20%以上減少させる。

(5) 社会福祉施設

休業災害は、平成29年までに、平成24年と比べて10%以上減少させる。

(6) 飲食店

休業災害は、平成29年までに、平成24年と比べて20%以上減少させる。

休業災害の全体目標及び重点業種別目標数値は、下表のとおりとする。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全体	340	326	316	306	296	289
製造業	48	—	—	—	—	40
食料品 製造業	17	—	—	—	—	14
建設業	54	—	—	—	—	45
陸上貨物 運送業	27	—	—	—	—	24
小売業	35	—	—	—	—	28
社会福祉 施設	27	—	—	—	—	24
飲食店	19	—	—	—	—	15

重点業種別目標については、母数が少ないため、各年ごとの数値目標は設定しないが、災害発生件数の検証を毎年行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

5 労働災害防止のための具体的対策

5-1 重点業種別対策

(1) 製造業

- ・リスクアセスメントの実施の促進、安全衛生管理体制の確立の整備
 - ・機械の本質安全化、危険の「見える化」の推進
 - ・労働者の安全衛生意識の向上の推進
 - ・食料品製造業においては、切れ・こすれ災害を防止するため、食品加工用機械に関する労働安全衛生規則の改正等の周知啓発
- (2) 建設業
- ・墜落・転落災害防止対策（足場の「より安全な措置」の推進、ハーネス型安全帯の普及促進）
 - ・「重機災害」、「倒壊・崩壊災害」防止対策の推進
- (3) 陸上貨物運送事業
- ・荷役作業の労働災害防止対策の普及（墜落・転落災害の防止、腰痛防止対策の促進）
 - ・荷主に対する指導・安全対策の要請
- (4) 小売業
- ・多店舗展開企業に対する、企業全体の安全衛生管理向上の推進
 - ・短時間労働者（パート・アルバイト）に対する安全衛生教育の実施促進
 - ・高齢者に配慮した設備改善
 - ・事業場集団（協同組合等）を対象とする周知啓発活動
- (5) 社会福祉施設
- ・4 S 活動・KY 活動の推進
 - ・腰痛予防、転倒災害予防対策の推進
 - ・労働者の安全衛生意識の向上の促進
- (6) 飲食店
- ・多店舗展開企業に対する、企業全体の安全衛生管理向上の推進
 - ・短時間労働者（パート・アルバイト）に対する安全衛生教育の実施促進
 - ・高齢者に配慮した設備改善
 - ・事業場集団（協同組合等）を対象とする周知啓発活動

5-2 健康確保・職業性疾病対策

- (1) メンタルヘルス対策
- ・規模50人から299人の事業場を中心とした、「心の健康づくり計画」の策定の促進
 - ・メンタルヘルス対策支援センターの利用促進
- (2) 過重労働による健康障害防止対策
- ・時間外労働協定の適正化、労働時間の設定改善の取り組みの推進による長時間労働の抑制

- ・労働時間の適正な把握及び健康管理の徹底
 - ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の促進
- (3) 化学物質対策
- ・GHSに基づく危険有害性の表示、SDSの交付制度の普及促進
 - ・化学物質に対するリスクアセスメントの実施推進
 - ・作業環境管理の徹底及び改善
- (4) 腰痛予防対策
- ・作業方法の改善指導
 - ・腰痛予防教育の徹底
 - ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知啓発
- (5) 熱中症対策
- ・WBGT値の活用による作業環境管理、作業管理の指導
 - ・労働者の体調管理等の指導
 - ・夏季及び高温高湿の作業場所における早期警戒、適切な水分補給及び休憩の付与による予防対策の徹底
- (6) 粉じん障害防止対策
- ・第8次粉じん障害防止総合対策に基づく事業場に対する指導、周知啓発
- (7) 受動喫煙防止対策
- ・支援制度の周知啓発